

千葉県呼吸器疾患診療医師研修・派遣モデル事業実施要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 本事業は、地域の医療機関で結核患者を分散して受け入れるため、結核医療に精通した医師の養成及び派遣を通じて県全体で結核の早期発見及び継続的に治療が可能な体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、千葉県とする。

(実施体制)

第3条 第1条の目的を達成するため、結核医療を総合的に支援する機能を満たす結核医療支援センターを設置する。

2 結核医療支援センターは、結核病床を有し、結核専門医が在籍し、医療機関や保健所等の関係機関との連携実績のある医療機関に委託して実施する。

(事業内容)

第4条 結核医療支援センターは、以下の事業を実施する。

(1) 呼吸器疾患診療医師研修モデル事業

原則として医師法第十六条の二に基づく臨床研修を修了した者を対象に医師を募集し、結核を含む呼吸器疾患に関する研修を実施する。

千葉県は、研修を受講する医師の属する医療機関に対して、千葉県呼吸器疾患診療医師研修・派遣モデル事業補助金交付要綱に基づき、研修受講時の代替人員雇用等の費用について、予算の範囲内で補助する。

(2) 呼吸器疾患診療医師派遣事業

結核治療に関する助言及び支援等を目的として、結核患者の入院受入を行っている県内医療機関から医師の派遣依頼を受け付け、(1)の研修を修了した医師のスポット派遣を調整・実施する。

また、平常時から県内医療機関や保健所等の地域の関係機関等と連携し、必要に応じて助言・支援等を実施する。

(3) その他、本事業の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。